米子境港都市計画区域 都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)

目次

- 1. 都市計画の目標
 - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
 - (2) 米子市・境港市・日吉津村の広域的位置づけ
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 目標とする市街地像

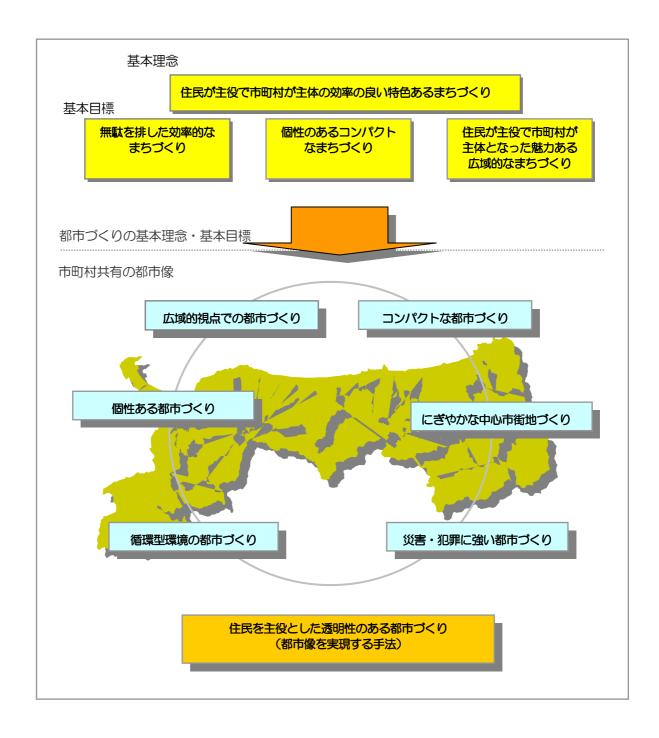
(骨格形成図)

- 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - (1) 区域区分の決定の有無
 - (2) 区域区分の方針
 - (3) 市街化区域の規模
- 3. 主要な都市計画決定の方針
 - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
 - 4) 市街地における住宅建設の方針
 - 5) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
 - 6) 市街化調整区域の土地利用の方針
 - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
 - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
 - 3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針
 - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針 (都市計画マスタープラン図)

1. 都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像(都市像)を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向って多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



●都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

●中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

●一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえるよう、豊かな自然や歴史・ 文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを 図る。

にぎやかな中心市街地づくり

●今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

●健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性と、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

●平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

●地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)米子市・境港市・日吉津村の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、産業の集積の進んだ米子市及び境港市を核とし、国際的・全国的な県の核としての役割を担う「西部広域都市圏域」を設定する。圏域における2市1村の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。

N.	市町村名	発展方向	広域的位置づけ
	米子市	(旧米子市) 圏域における都市的サービスを提供する中核都市としての役割を果たすと共に、広域交通・観光のターミナルとして圏域内の内外にわたる広域交流都市をめざす。 (旧淀江町) 自然資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に伯耆古代の丘公園を中心とする歴史・文化資源を活かしたレクリェーション拠点としての役割を果たす。	(旧米子市) 圏域内の内外にわたる広域交流都市 (旧淀江町) 歴史・文化資源を活かしたレクリェーション 拠点と定住拠点
	境港市	境港の環日本海時代の物流拠点や水産加工産業としての特徴を活かした広域交流都市をめざす。	港の特徴を活かした広域交流都市
	日吉津村	住宅・工業拠点としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。	住宅・工業拠点
V	南部町	(旧西伯町) 自然資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給機能をもつ。 (旧会見町) 鳥取花回廊を中心とした広域観光レクリェーション拠点の役割を果たすと共に観光と連携を取った特産の農産物の供給基地としての機能をもつ。	(旧西伯町) 自然資源を活かした定住・交流拠点 (旧会見町) 広域観光レクリェーション拠点
	伯耆町	(旧岸本町) 自然資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に大山観光の玄 関口として観光と連携を取った特産の農産物の供給拠点としての機能をもつ。 (旧溝口町) 自然公園等を活用したレクリェーション拠点としての役割を果たすと共に、付 加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	(旧岸本町) 広域レクリェーションを活かした定住・交流拠点 (旧溝口町) 自然公園等を活用したレクリェーション拠点
	大山町	(旧大山町・名和町) 農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連拠点をめざす。また、体験活動型の大山リゾートとしての機能をもつ。 (旧中山町) 農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連供給拠点をめざす。	(旧大山町) 広域観光レクリェーションと特徴のある農産物の供給拠点 (旧名和町・旧中山町) 農産物の供給拠点
	日南町	自然公園等を活用したレクリェーション基地を持ち、付加価値の高い林産物の 供給拠点としての機能をもつ。	林産物の供給拠点
	日野町	自然公園等を活用したレクリェーション基地を持ち、付加価値の高い林産物の 供給拠点としての機能をもつ。	林産物の供給拠点
	江府町	高速交通網の連絡拠点としての役割を果たすと共に、自然公園等を活用したレクリェーション基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	高速交通網の連絡拠点

(3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的位置付けを考慮して 米子境港の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における都市づくりの基本方針

●人の集うまちづくり

人、物、情報の交流をより一層図るため、都市圏と各地域とを連絡する 広域交通網、将来の都市機能や土地利用を結びつける地域内交通網を整備 し、境港や米子空港を活かして、世界に広がる交流拠点としての機能を備 える都市づくりを目指す。また、行政・情報・教育・住機能等の都市機能 を充実させ、西部都市圏内での機能分担を図る。

●個性と活気にあふれるまちづくり

陰陽交通の結節点に山陰の大阪と呼ばれるほど人々を受け入れる土壌を築いてきた米子、古くから天然の良港を有する港湾水産都市として発展した境港、これらの特色のある文化・歴史、各地域の伝統に育まれた地域文化を活用した都市づくりを図り、中心市街地の魅力づくりや活性化及び産業拠点の形成など基盤整備を進め、独特の輝きを放つ個性豊かな活気にあられるまちづくりを目指す。

●生活文化の熟成するまちづくり

今日、価値観の変化や自由時間の増大を背景として、人々は精神的なゆ とりや、うるおいを求める傾向が高まっている。この住民のニーズの高ま りに対応するため、文化・娯楽・学習(生涯学習など)・憩い等の機能につ いて高度な整備水準を持つ都市、いわゆる生活文化の熟成する都市を目指 す。

●環境負荷の少ないまちづくり

大山、美保湾・中海、皆生温泉等の豊かな自然環境を有し、三方を海に 囲まれ、市街地周辺には農地が広がり、その後背地に樹林地が分布する都市 環境は、居住環境に恵まれ人々にやすらぎを与えるとともに都市形成に重 要な役割を果たしており、さらに霊峰大山をはじめとする区域外の山系と 一体となる魅力が、都市美の大きな要素になっている。この独特の都市構 造を保全し、自然と人とが共生する努力を続けるなど、都市活動による環 境負荷を極力小さくするまちづくりを目指す。

●快適で安心して暮らせるまちづくり

価値観の多様化や少子・高齢社会への対応が求められている今日、人々が安心、安全、便利で快適な都市生活が過ごせるよう、きめの細かい生活環境づくりが求められている。このため、生活の諸機能がコンパクトに集合し、バリアフリーの街において幅広い世代が交流し、助け合うことなどを通じ、身近な場所での充実した生活を可能とするなど、ヒューマンスケールのまちとして、歩いて暮らせるまちづくりを目指す。

●パートナーシップによるまちづくり

まちづくりに際し、住民・事業者の多様なニーズに対応していくため、 計画づくりの段階から実現後の維持・管理等に至るまで、住民・事業者の 積極的な参加を求め、住民・事業者・行政のパートナーシップによるまち づくりを目指す。

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえた ものとし、目標とする市街地像における「都市構造」については以下のように定め ることとし、都市像の実現に向かっての具体の方針については次の方針において定 める。

- 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3. 主要な都市計画の決定の方針
- 4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5・福祉・景観に関するまちづくりの方針

1) 将来都市構造

●2つの市街地と新たな発展軸

発展の経緯や地形的な制約から、都市圏は、米子と境港の市街地で構成され、中心となる米子の市街地は、中心市街地を核とした同心円状(放射状)の都市構造となっている。今後ともこの同心円状の都市構造を明確にしていくとともに、新たな発展軸として、大山、皆生、美保湾を結ぶ健康保養軸と弓浜地区のゆとり居住軸の形成により都市圏が一体となる都市構造を形成する。

●広域交流軸・都市軸(生活軸)の形成

国内外及び陰陽の主要都市との連携を支える国土交通軸として、米子空港、境港をはじめ中国横断自動車道岡山米子線、国道9号米子道路を位置づけ、これらの整備を促進する。また、米子・境港の主要都市との連携を支える交通軸として、国道431号、県道米子境港線を位置づけ、これらの広域連携軸を強化するため、国道・県道の整備を促進する。あわせて臨港道路江島幹線の建設により、広域交通の強化、周辺地域との都市機能の連携を図る。

●都市機能の強化

- ・米子市役所を中心とした半径 0.8 kmのエリアにおいては、米子駅、米子 コンベンションセンターを始めとした集客機能、中枢機能及び商業・業務・ 娯楽機能が集積されており、活力とにぎわいの拠点として整備を図る。
- ・JR境港駅周辺から海とくらしの資料館周辺にかけては、水木しげるロードを中心に多機能施設、交流スペース、駐車場等を整備するなど活力とに ぎわいの拠点の形成を進める。

- ・外港地区等の工業機能を維持するとともに、境港西工業団地や竹内工業団地を産業拠点として位置づける。さらに、重要港湾境港並びに特定第三種漁港境漁港の整備による機能拡充、米子空港の拡張整備など、新たな都市活動の拠点や環日本海沿岸諸都市との玄関口となる交通拠点の育成を図る。
- ・日吉津地区、皆生海岸、境港公共マリーナ等弓ヶ浜の海岸部は自然景観に 恵まれており、健康保養軸として観光レクリエーション拠点として位置付 け、人々にうるおい・やすらぎ・感動を与える魅力づくりを進める。
- ・また、都市機能の強化を図るため次の開発拠点地区の整備を促進する。
 - ◇米子駅南地区:南北一体化構想による新たな都市機能が集積する都市 空間形成のための再開発を図る。
 - ◇新たな産業拠点:新たな産業の育成と雇用の誘発のために、米子流通業務団地及び大山山麓の内陸型工業地(研究開発型産業地)を位置づける。
 - ◇健康保養空間:大山山麓から皆生温泉・美保湾一帯を健康保養空間と して位置づけ、余暇時間の増大や自然とのふれあいを 求めるニーズに応えるよう整備・活用を図る。

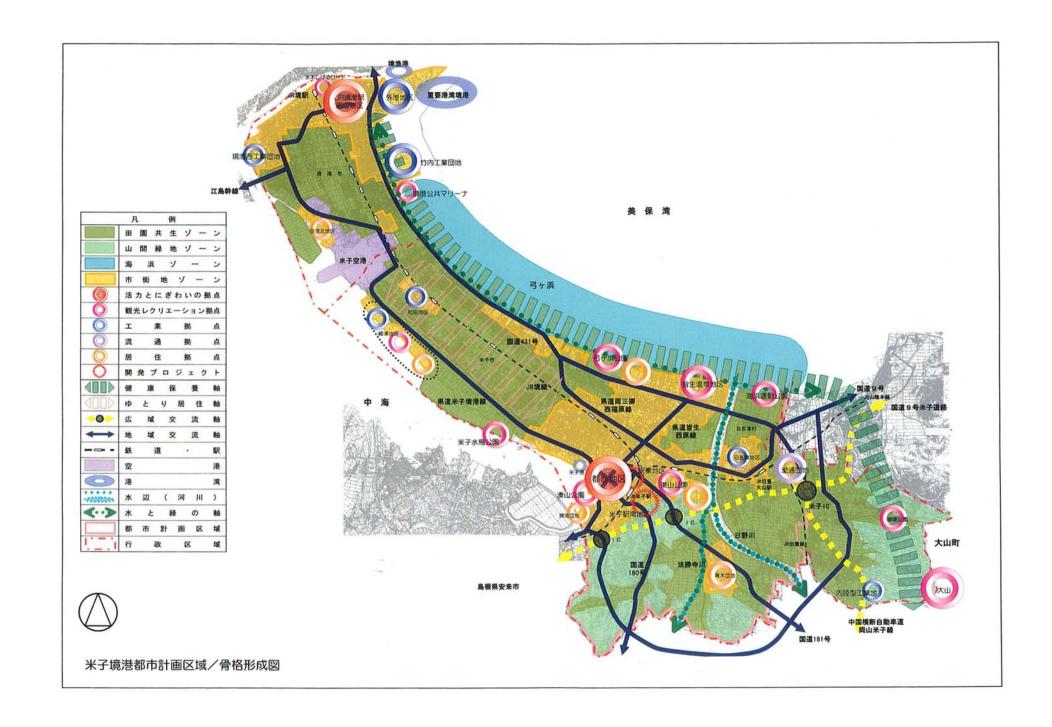
●良好な居住環境の育成

- ・住機能については、今後人口は横ばい傾向を続けるものの、核家族化の進行等により世帯数の増加が見込まれ、これらに対応した住宅地の確保を図る。
- ・市街化区域内の面的整備済みの住宅地は、地区計画や建築協定・緑地協定 等の導入により良好な住環境の保護を図る。
- ・市街化調整区域に広がる低密度市街地や集落地は、市街化の抑制を原則として、営農環境を悪化させない範囲で、自然環境と調和のとれたある程度の宅地化を許容し、生活関連施設の充実を図るなど、自然に恵まれたゆとりと 潤いのある地域の育成を図る。

●水と緑の軸の形成

人々の生活を支え、交流を育むよう、恵まれた自然環境を活かして豊かで魅力ある水と緑の空間を形成する。

市街地を取り囲む田園緑地などの都市美を支える独特の都市構造を保全し、 自然と人とが共生する都市づくりを進めるため、骨格となる日野川や海岸 線等を環境軸として設定し、大規模公園や防風林等の緑量感のある骨格道 路と併せて「水とみどりの軸」として位置付けうるおいのある緑豊かな都 市空間の保全を図る。



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1)区域区分の有無

[検討事項]

- ●都市計画区域の地形その他の地理的条件について 北は日本海に、南は大山山麓に挟まれ日野川から弓浜半島に向けて市街地が広がっており、淀江都市計画区域(区域区分なし)と接している。
- ●人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて 将来人口は、ゆるやかに減少していくと予想される。
- ●工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて 産業については、推計上堅調な進展が予想される。
- ●土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について 該当する区域は無い。
- ●都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて 現況の市街化区域を基本として整備を進めるが、駅南地区の面整備の検討を行う。
- ●産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について 該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。
- ●都市的土地利用の拡散について 概ね、農用地や保安林等により規制されているが、規制白地地区が多く存在する弓 浜地区において都市的土地利用への転換に対する計画的なあり方を検討する。
- ●緑地等の自然環境の整備又は保全について 概ね、農用地や保安林等により規制されている。
- ●区域区分の有無とその判断の根拠について 区域区分の有無の判断基準に基づき、区域区分都市とする。

■区域区分の有無の判断基準

「線引き都市計画区域〕

(1)線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

(1)都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

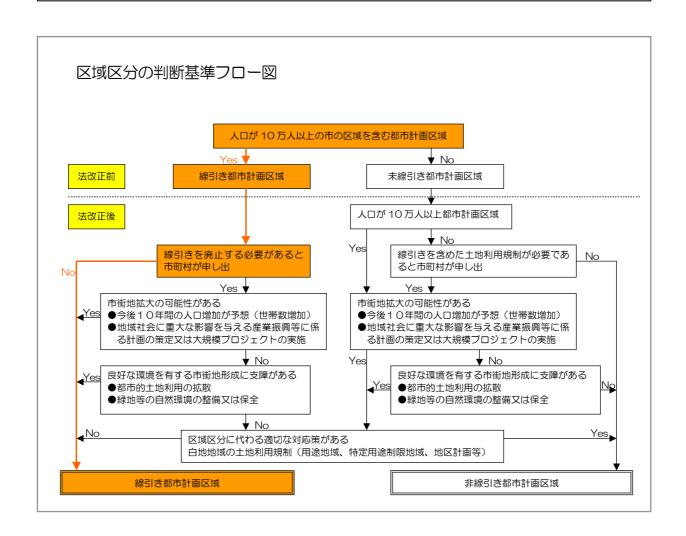
- ②次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。
 - ア) 市街地拡大の可能性がない。
 - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
- ③線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1)線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

- ①中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。
- ②次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。
 - ア) 市街地拡大の可能性がある。
 - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。
- ③線引きに代わる適切な土地利用規制がない。
- (2)線引きを適用しない
 - (1)で示される①~③の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。



(2)区域区分の方針

①人口

注)市街化区域内人口は保留人口を含む。

区分	年 次	平成12年	平成22年
行政区域内人口計		178,569 人	178, 900 人
	米子市	138,756 人	140,000 人
	境 港 市	36,842 人	35,900 人
	日吉津村	2,971 人	3,000人
都市計画区域内人口計	都市計画区域内人口計		170,500 人
	米子市	131,695 人	131,600 人
	境 港 市	36,842 人	35,900 人
	日吉津村	2,971 人	3,000人
市街化区域内人口計		115,827人	114,900 人
	米子市	90,351人	90,000人
	境港市	24, 242 人	23,600 人
	日吉津村	1,234人	1,300人

②産業別規模(平成7年価格)

		年 次		
×	分		平成12年	平成22年
	工業出荷額計		4,421 億円	6,120億円
		米子市	3,658億円	5,060億円
生		境 港 市	733 億円	1,020 億円
産		日吉津村	30 億円	40 億円
規	商品販売額計		7,357億円	7,900 億円
模		米子市	6,080 億円	6,490 億円
		境 港 市	1,225 億円	1,350 億円
		日吉津村	52 億円	60 億円
	第1次産業就業人	ㅁ計	4,606 人	3,500 人
		米子市	3,322 人	2,400 人
		境 港 市	1,084 人	900 人
産		日吉津村	200 人	200 人
業別	第2次産業就業人	口計	24, 124 人	28, 200 人
就		米子市	17,901 人	22,100 人
業		境 港 市	5,769人	5,600 人
人		日吉津村	454 人	500 人
	第3次産業就業人	口計	61,441 人	73,800 人
		米子市	48,891 人	57,600 人
		境 港 市	11,568人	15,200 人
		日吉津村	982 人	1,000人

注) 商品販売額は平成11年の統計値

③市街地の配置

市街地の配置については、将来の都市イメージや都市構造並びに将来フレーム との整合を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を防止し、コンパクトな市街地形成 を促進するものとし、次のとおりとする。

・市街地としては、良好な市街地環境の育成を図るべき地区である現行市街化 区域を、原則として位置づける。

(米子)

・将来、宅地需要などの市街化の圧力増加に対して、市街化区域内では量的質的に対応が困難な場合など、市街地の拡大が必要となる場合は、上福原地区、安倍彦名地区を農業施策との調整を図りつつ既成市街地に連坦する市街地として位置づける。また、両三柳南地区について開発計画の進展に伴って市街地として位置づけていくこととする。

(境港)

- ・市街化調整区域において、計画的整備が進められた誠道町及び幸神町については、良好な住環境が形成され、市街化区域への編入条件を備えている。しかしながら、市街地整備対策よりも現在の良好な住環境を保護する対策が求められていることから、市街化調整区域における地区計画の導入を促進する。
- ・市街化区域に隣接する渡地区については、市街地のにじみ出し傾向が見られ 土地利用コントロールや区画道路整備が必要であり、市街地整備手法が明確 になった時点で、市街化区域への編入の必要性を検討する。

(日吉津)

- ・市街化調整区域において、計画的整備が進められた今吉田園土地区画整理事業地区については、集落地区計画により計画内容が担保されており、現行とする。また、国道 431 号沿道を対象として、農村活性化土地利用構想の実現による大規模商業地を整備しており、都市化圧力の向上とともに、当該地区及びその周辺については効率的な沿道利用が望まれていることから、市街化調整区域における地区計画の導入により、計画的な土地利用を図る。
- ・市街化調整区域における集落地等については、区画道路や広場等の地区施設 の確保が望まれており、地区計画の導入、建ペい率や容積率などの建築形態 規制の適正な運用などにより良好な環境の保護・育成に努める。

(3)市街化区域の規模

本区域における人口、産業の見通しに基づきかつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおり想定する。

なお、市街化区域の規模は、概ね現況の規模とする。

	年 次	市街化区	区域の面積
市	i村名	平成12年	平成22年
市街化区域計		3, 553ha	3, 623ha
	米 子 市	2, 384ha	2, 441ha
	境 港 市	1, 093ha	1, 100ha
	日吉津村	76ha	82ha

- 注1) 保留フレームは含まないものとする
- 注2) 市街化面積増加 (70 h a) の内、測量の面積差異による増加 (56 h a) を含むものである

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

まちづくりの基盤となる土地利用については、現況課題を効率的に解決し目標を実現するために、長期的視点にたって都市的土地利用と農業的土地利用の明確 化を図り、自然と都市が共生する土地利用を基本とする。

2)主要用途の配置の方針

①業務地(官公庁施設)

都市機能の充実を図るため、米子においては市役所を中心とする加茂町並びに国の出先機関が立地している西町地区に配置し、土地の高度利用に努める。また境港においては、市役所周辺における上道地区及び港湾関連業務施設について集約的に配置する。

②商業地

· 中心商業業務地

JR米子駅前から富士見町地区にかけての地域並びにJR境港駅前から都市計画道路境港停車場岬町線周辺にかけては、デパート、マーケット、銀行、専門店等の商業施設の集積度が高く、すでに建築物の高度化、不燃化が進んでいる。これらの地区については今後さらにその機能の充実と環境整備に努める。加えて、米子駅南地区について、その立地特性を活かし道路等基盤施設の拡充整備を前提として商業地への転換を検討する。また、海浜温泉地としての皆生地区は今後も観光機能の充実と環境整備に努める。

· 一般商業業務地

中心商業地の周辺及び都市計画道路横断道境港線(国道 431 号)沿線の皆生・福原地区、都市計画道路西福原皆生線(県道皆生西原線)沿道及び都市計画道路西福原河崎線(県道両三柳西福原線)と都市計画道路西福原皆生線(県道皆生西原線)との交差点周辺地区には、沿道型商業及び付近住宅地の日常の購買需要を賄う地区的商業地を配置し、卸商業団地を形成している両三柳地区は流通機能を中心とする商業地として、今後も機能の充実と環境整備に努める。

幹線道路沿道においては、土地利用の現況及び動向等を勘案して、幹線 道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域に対しては、適正な 用途転換を検討する。

境港においては、中心商業業務地に隣接し、これらの機能を補完する地区として、元町地区周辺を位置づける。また、JR境港駅西側を西部市街地の生活拠点として位置づけ、駅東側と一体となる魅力ある商業地として育成する。

また、日吉津においては、農村活性化土地利用構想の実現化により整備された、国道 431 号沿道の大規模商業・娯楽関連施設が集積する地区及びその周辺を位置づける。

③工業地

米子、日吉津においては日野川右岸の日吉津地区や吉岡・熊党地区及び弓浜半島部の旗ケ崎地区、夜見、富益、和田並びに崎津中核地区等を今後とも工業地として維持する。

境港においては、境港西工業団地、昭和地区等についても工業地として維持するとともに、新規企業立地用地として整備された竹内工業団地を輸入・対内投資法による輸入促進地域の特定集積地区の中核とし位置づけ、今後も機能の充実と環境整備に努める。この場合、特に公害防止の観点から工業地の配置には充分配慮する。

4流通業務地

地方港湾米子港、JR米子駅貨物基地を流通業務地として位置づける。また、中海圏域地方拠点都市地域基本計画に位置づけられた重要港湾境港や境港周辺拠点地区及び米子空港において、物流の効率化、広域化に対応するため流通業務地を設定し、計画的に流通業務団地の整備を図る。中国横断自動車道岡山米子線インターチェンジ周辺の米子流通業務拠点地区については、引き続き流通業務団地への企業立地を促進し、流通拠点としての機能の充実強化を図る。

⑤住宅地

住宅地は、良好な居住環境を確保するため、低層・低密な独立住宅を配置することを基本とするが、既存商業地周辺及び幹線道路沿線における住宅地は、中・高層住宅を配置する。なお、市街化進行地域、新市街地においては、土地区画整理事業を主体とした面的整備を図るとともに、民間事業者による開発を指導する一方、地区計画の導入により住宅地としての環境整備を図る。

3)市街地における建築物の密度の構成に関する方針

密度構成に関する方針

密度用途区分	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	米子市加茂町地区、西町地区、	
(官公庁施設)	境港市上道地区等	
	JR米子駅前通り周辺地区、富	
	士見町から加茂町に至る都市	
→ ₩ 11L	計画道路3・4・9号二本木陰	
商業地	田線(国道9号)沿道地区、皆	
	生地区、境港市栄町地区、中町	
	地区等	
	米子市崎津中核地区、和田町地	米子市夜見町地区、富益地区、
T # 116	区、旗ケ崎地区	境港市西工業地区
上 工業地	境港市昭和地区、竹内地区、日	
	吉津村日吉津地区等	

	米子港地区、JR米子駅貨物基	
上 流通業務地	地周辺地区、米子市流通町地	
加 迪未伤地	区、境港市昭和地区、竹内地区	
	等	
		米子市皆生新田地区、東福原地
		区、西福原地区、上後藤地区、
 住宅地	- 中心商業業務地に隣接する関	長砂町地区、観音寺地区、堀川
	成市街地	地区、蚊屋地区、両三柳地区、
		境港市米川地区、上道地区、竹
		内地区、境港新都市地区

4)市街地における住宅建設の方針

住宅政策の総合的・体系的な計画として、また施策展開の指針として策定された 鳥取県住宅マスタープラン(平成8年~22年度)を基本とする。

区域住民が安心で、快適な住生活を営むことができるように、「ふるさとを元気づける住まいづくり」、「誇りを育む美しいまちなみづくり」等を基本目標とし、地域特性を活かしたまちなみ景観形成及び既成市街地内における定住人口の確保を目指す。そのため、居住水準の向上による良質な住宅ストックの形成に努めるとともに安全性や省エネルギー化など基本的な住宅性能の質の向上と多くの世帯が高齢者対応住宅となるようバリアフリー化を推進しつつ、住宅需要に対応するために適正な規模・性能等を備えた住宅建設を推進する。

5)市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

○用途転換に関する方針

中心市街地、特に米子駅前通り土地区画整理事業区域周辺は、今後、土地の高度利用を図る必要がある場合、周辺条件と併せ用途の転換を図る。

〇工業地域の住・工混在に関する方針

工業地域の住・工混在については、需要や立地要求に応じた工業地を確保するとし、必要に応じて用途地域の見直しをするとともに、住居系施設の立地制限、緑地の確保等による良好な環境育成を図ることを目的とした地区計画制度や特別用途地区の導入を検討する。

〇地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重 したまちづくり(地域の顔づくり)を図るため地区計画等の導入を検討する。

6) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地の健全な調和に関する方針

	10000 - 1000 - 1000 - 1000		
区分	優良な農地として保全すべき区域		
	日野川・JR山陰本線・佐陀川に囲まれた農用地、日野川と法		
业フ 士	勝寺川に囲まれた地域、法勝寺川と西伯町、伯太町及び安来市		
米 子 市	との境界線に挟まれた農用地、国道431号と中海までの弓浜		
	半島農用地		
境港市	JR境線と都市計画道路米子駅境線に挟まれた弓浜半島農用		
現 / 日 印	地、中海干拓地の農用地等		
D ±;+++	既存集落及び国道 431 号沿道地区を除く市街化調整区域の農用		
日吉津村	地		

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域の日本海に面する一帯(日吉津村今吉から境港市高松町)は、飛砂防備保安林が帯状に形成されており、災害防止上、今後とも、保全を図る。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

米子の湊山風致地区内における自然林、日吉津村今吉から境港市高松町に至る弓浜半島海浜部及び弓ヶ浜景観形成区域の樹林地の保全を図る。また、米子市宗像、奥谷、奥陰田大池周辺の丘陵地や日野川・美保湾側の水辺地についても保全を図る。

④計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地域の実情を勘案し、農林業との調整を図りながら計画的な市街化を容認する手法として条例化を検討する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり(地域の顔づくり)を図るため地区計画等の導入を検討する。

幹線道路沿道等における無秩序な開発の防止や農村集落地域の維持・保全に向け、集落地域整備法の活用を図っていく。さらに市街化が進む区域については計画的な市街地形成を誘導するため、地区計画を活用し、適切に規制・誘導する。

特に、境港の渡地区においては、漁村集落を抱合して市街化が進行しており、木造密集地区の解消を図り、良好な市街地環境の育成が必要とされており、農業等の必要となる調整を行うなど、市街化区域への編入の必要性を検討する。さらに、市街地のにじみ出し傾向が見られる国道 431 号の背後地においては、不良な街区の環境の形成を防止するため、地区計画の導入を促進する。

日吉津の国道 431 号沿道においては、既存商業地と一体的に西の玄関口にふさわしい魅力的な賑わい空間を育成するものとし、各法律の規制の範囲内において、地区計画により沿道環境・景観の整備を推進する。さらに、今吉田園土地区画整理事業地区については、既存の集落地区計画を遵守し、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の保護・育成を図る。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

米子においては、中国横断自動車道岡山米子線、国道9号米子道路の高速交通体系における道路網の整備が促進され、交通量が増大傾向にあり、国道9号、国道180号、国道181号及び県道米子境港線等の放射状道路が既成市街地へ集中しているため、市街地での交通渋滞が生じている。さらに米子空港の整備、竹内工業団地、崎津中核工業団地等の進展により、一層の交通渋滞が予想される。このため、将来の土地利用の動向等に対応した交通需要と交通手段を考慮し、つぎの方針により整備を図る。

- ○市街地に流出入する通過交通の排除と市街地への交通の集発散の円滑 化を図る。
- 〇市街化進行地域においては、地区内幹線道路が不足しているため、居住 環境を配慮しながら、積極的にその整備を図る。
- ○交通結節点の整備を進め、その利便性及び機能の向上を図るとともに、 結節点相互の連絡を図る。特に、鉄道面における交通結節点である米子 駅については、駅南北一体化を含めた交通アクセスの強化を図る。

イ. 整備水準の目標

道路については、現在(H12)、市街化区域内整備密度は、2.7 km/k ㎡であり、今後整備を促進するものであるが、概ね20年後には、以下のようになることを目標として整備を図る。

- ○地区内外を連絡する主要幹線の整備を図る。
- 〇幹線・補助幹線については3.5km/kmを目標に整備を図る。

ウ、主要な施設の配置方針

<道路>

道路

本地域における高速交通網である中国横断自動車道岡山米子線とこれに接続する都市計画道路淀江米子線(国道9号米子道路)や主要幹線である都市計画道路横断道境港線(国道431号)、都市計画道路米子駅境線(県道米子境港線)は、既に整備されているが、市街地からこれら高速交通網等にアクセスする道路については、未整備路線があり、早急な整備が必要となっている。

一方、竹内工業団地、重要港湾境港並びに特定第三種漁港境漁港の整備による機能拡充、米子空港の拡張整備、臨港道路江島幹線整備等、新たな都市活動の拠点や交通拠点の整備に対応する主要幹線の整備が必要となっている。

また、これら主要幹線を有機的に連結する都市計画道路米子駅陰田線 (県道米子環状線)、都市計画道路車尾目久美町線(県道米子環状線)、 都市計画道路車尾上福原線(県道皆生車尾線)、都市計画道路米子中央線、 都市計画道路安倍三柳線及び都市計画道路樋ノ上川線等を整備すること により、交通機能を向上させ、交通の円滑化を図る。特に中心市街地の 交通を適正に分散させるために中心市街地の未着手路線の整備や米子駅 南北一体化に伴う駅南へアクセスするため、駅南地区の幹線道路の整備 が望まれる。

また、県道東福原樋口線沿道周辺においては、今後、市街化の進展に伴い交通量の増加に伴う渋滞や国道431号への交通流入増加が予想され、県道東福原樋口線の改良や本線の日吉津村への延伸による国道431号及び国道9号や周辺道路の円滑な交通処理、地域間交通の円滑化を検討する。

さらに、圏域東部及び南部の市街地を走っている主要幹線にアクセスする幹線道路が不足していることから、JR 伯耆大山駅から永江団地に至る路線の整備による市街地への交通緩和、地域間交通網の整備を検討する。

くその他の施設>

駅前広場

本都市圏ばかりでなく、鳥取県西部地区の表玄関としてふさわしい、 個性的で魅力のあふれる米子駅前広場を活かした取り組みを維持すると ともに、交通結節点としての機能を高めるために、周辺地区と一体的に 土地区画整理事業による整備を進め、米子駅南北一体化に伴う駅南広場 の整備を検討する。また、境港駅前広場を位置付ける。

駐車場

米子の商業・業務地を中心として、道路機能の向上と道路交通の円滑化を図るため、官民が適切な役割分担のもとに駐車施設の整備に努める。またこれに併せて、駐車場案内システムの導入を検討し、既存駐車施設の有効利用を図る。さらに米子駅前地下自転車駐車場により、駐車場の有効利用を図るため、自転車の放置禁止条例等により、駅前の整序と駅利用者の利便の向上を図る。

境港においては、商業・業務地区を中心として、民間を主体とした駐車場の確保に努める。都市機能の維持・向上を図るため、特に公共性が高い恒久的な都市交通施設として、重要かつ根幹的な駐車場を都市計画駐車場として整備する。

港湾·空港

重要港湾境港は、輸入促進地域の指定がなされるなど県西部地域の開発に重要な役割を持っており、今後とも、その機能の拡充を図る。また、地域住民とのふれあいとして、緑地の整備、海洋性レクリエーション基地としてのマリーナの機能充実を図る。地方港湾米子港についても、その機能の充実を図る。

米子空港については、増加が見込まれる輸送需要に対応して滑走路を延長するとともに、国際線の就航促進など空港としての機能充実、関連施設の整備を図る。

工、主要な施設の整備目標

概ね、10 年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。(既着手も含む)

道路

今後の交通量の増大に対処するため、下記路線の整備を検討する。

- ◆広域交通に対応する路線
 - (都) 淀江米子線(国道9号「米子道路」)
 - (都)米子中央線(国道180号)
 - (都) 米子駅境線(県道米子停車場線、県道米子境港線)
- ◆地域交通に対応する路線
 - (都) 葭津和田町線
 - (都) 米子駅陰田線(県道米子環状線)
 - (都) 車尾目久美町線(県道米子環状線)
 - (都)美濃大山線(県道米子大山線)
 - (都) 車尾上福原線(県道皆牛車尾線)

駅前広場

既存の駅前広場を位置づけるとともに米子駅南広場の整備を検討する。

港湾

重要港湾境港については、公共埠頭、航路、泊地、岸壁、臨港道路等機能充実を図るとともに、市街地の環境調和を図る上から緑地の整備を進める。また、地方港湾米子港についても、その機能の充実を図る。

空港

本地域には、防衛庁と共用している米子空港(美保飛行場)がある。 環日本海時代の交流拠点を目指し、国際線の就航促進など空港としての 機能拡充を図り、また、増大する航空需要に対応するため滑走路を 2,500メートルに延長するなど整備拡充を図る。

2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

下水道

公共水域の水質保全を図るため地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備(公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等)の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。その中で本区域における下水道は、米子の旧市街地を中心に整備が進められているが、今後共、市街化の動向に整合を図りつつ、市街地開発事業とあわせ効率的な施設整備を図る。また、境港、日吉津においては、公共下水道事業に着手しており、今後共、これらの事業の進展を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上と併せて、河川等、公共用水域の水質の保全を図ることとする。さらに、浸水の恐れのある市街地の雨水排除については、公共下水道の雨水幹線の整備を図る。

河川

河川の治水機能は、都市の安全性のうえから最も重要な要素であり、一級河川日野川水系及び一級河川斐伊川水系の主要河川については、重点的に整備が進められているが、その他の河川については、未改修部分がある。このため、未改修部分及び宅地開発が著しい地区、また、将来、開発が予想される地区を流域にもつ河川についても、改修を促進することとする。

イ、整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

本都市計画区域においては、それぞれ、公共下水道を実施している。概ね10年後には、米子と境港について、既成市街地とその周辺市街地について処理可能な水準とし、概ね20年後には、現在の市街化区域及び、その後の市街化区域の拡大に対応した整備を図る。なお、日吉津村の市街化区域については、ほぼ整備を完了しており、今後の区域の拡大に対応した整備を図る。

平成 12 年時点の人口普及率(生活排水処理施設)は 49.8%であるが、 概ね 20 年後の目標値としては、100%とする。

河川

事業実施中の1級河川日野川、加茂川などの整備を促進し、長期的には、 市街地の動向に伴い、必要な河川改修を実施し整備を図る。また、自然生態系との調和を図りながら、河川の改修にあたっては、日野川・中海等、 都市の良好な環境に資するよう配慮した整備を図る。

ウ. 主要な施設の配置の方針

下水道

現在、事業実施中の既成市街地及びその周辺部について引き続き、公共下水道の積極的な整備に努める。また、市街地の開発計画は下水道の整備に反映させ、十分に調整し、その整備を図る。また、市街化区域内で未だ事業認可の行われていない地区については、事業区域の拡大を図り、事業を推進し、良好な生活環境の確保と水質の保全を図る。

なお、市街地の雨水排除については、河川計画と整合を図りながら、雨水幹線の整備を促進する。

河川

本区域の河川は、改修事業が進められている。これらの事業が完成すると市街化区域とその周辺部の河川は概ね整備されることになる。

また、既に整備済の河川については、河川計画と整合を図りながら緑化、 親水化を促進する。

工、主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、次のとおりとする。

河川

1級河川日野川・法勝寺川・加茂川の改修

3)その他の都市施設の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

各施設を単独で建設するのではなく関連した機能を効率的に集約し、相乗効果を上げることが求められている。このため、地域のニーズに対応した各施設の新設や既存施設の有効活用を図るため改修等を推進するものとする。これらを基本としながら、既成市街地、市街化進行地域、新市街地の人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ちそれぞれの施設について整備を図る。

汚物処理場については、既設の施設を位置付けるとともに、農業集落排水 整備事業に伴う汚物処理場を適正に配置する。

し尿処理施設においては、既設の施設の増改築を行いその機能の充実を図る。また、不燃物処理施設については、新設の最終処分場の確保を図る。

イ、主要な施設の配置方針

ごみ焼却場

米子においては、現在操業中の米子クリーンセンターにて焼却処理を行う。境港市においては、ダイオキシン対策等の施設改修済みである現在の境港市清掃センターで焼却処理を行っているが、「ごみ処理広域化実施計画」に基づき効率的な施設配置を行う。

卸売市場

鳥取県卸売市場整備計画に沿い、必要に応じて境港市昭和町の鳥取県営境港水産物地方卸売市場等の整備拡充を行う。

汚物処理場

米子浄化場及び境港市浄化場以外に春日汚物処理場等の農業集落排水事業に伴う施設を適正に配置する。

ウ. 主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に整備することを予定する事業は、次のとおりとする。

汚物処理場

春日汚物処理場 平成18年度を目標とする。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア. 主要な市街地開発事業の決定方針

① 基本方針

本区域の市街化の進展は、一部での土地区画整理事業や分散的な民間開発 行為が行われている他は、区画道路、公園等の都市基盤施設の整備が遅れた ままの地区を抱合して市街化が進んでいる状況にある。特に、米子や境港の 中心市街地及びその周辺では、古くからの狭隘道路や行き止まり道路の未改 良、身近な公園の量的な不足等、公共施設の未整備による各種都市機能の停 滞がみられ、中心地区の空洞化傾向ともなっており、地区の市街地環境の改 善、防災性能の向上が求められる。

このため、今後の市街地開発に際しては、周辺の優れた自然環境との調和 や都市防災面等に配慮しながら、土地区画整理事業や地区計画等により、都 市基盤施設並びに公共公益施設との一体的な整備を進めていく。また、都市 レベルでの視点及び日常生活圏単位(住区)での視点から、道路、公園、下 水道、河川等の都市基盤施設や教育文化施設等の整備と面的整備が、それぞ れ効率的に行われるよう、全体的な整備プログラムに配慮した開発、整備を 進めていく。

② 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

·市街化進行地域

基盤整備の遅れている地区においては、土地区画整理事業による整備を基本とするが、その他、民間開発者による開発の誘導を図るとともに、地区計画を導入し、公共施設の整備を図る。

•新市街地

新たに、市街化を図る地域については、土地区画整理事業による計画的 市街地整備を図ることを基本とするが、併せて民間による開発についても 指導・誘導を図るとともに、地区計画を導入し、公共施設の整備を図る。

③ 既成市街地の再開発の方針

高度利用に関する方針

米子駅前通り土地区画整理事業区域の周辺部及び国道9号沿道の中心市街地は、土地区画整理事業を主体とした面的整備による都市基盤整備を図るとともに、古くから形成されている商店街の活性化を図るため、市街地再開発事業等の導入を検討する。また、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画で位置づけられた米子市中心市街地拠点地区において、都市施設の整備を推進し、新たな商業、業務、文化ゾーンを形成することで、都市機能の増進及び環境の改善を図り、居住・交流人口の増加に努める。

イ. 主要な市街地開発事業の整備目標

市街化区域のうち、当面重点的に市街化を図るべき区域は、現在、土地区 画整理事業を実施中の地区のほか次の地区とし、農林業との調和を図りなが ら整備を推進する。

市町村	地区名	整備の方針
		区画道路やオープンスペースが不足しており、
	 皆生地区	米子市の顔となる商業拠点として街並みの形成
		を図る必要があることから、景観形成に配慮し
		つつ、基盤施設の整備を図る。
	新開地区	未利用地が残存しており、今後、住宅宅地需要
	西福原地区	への対応と無秩序な開発の抑制に対して、土地
	大沢地区	区画整理事業等を実施し、良好な住宅地の供給
	人 // 地 //	と都市施設の整備を図る。
米		密集市街地の改善、土地の有効利用を図るため、
		施行中の事業を推進するとともに、駅南北の一
子	米子駅周辺地区	体的な市街地の形成により中心市街地の活性化
		を図る必要があることから、面的整備を実施し、
市		都市施設の確保を図る。
		基盤整備が遅れており、未利用地のままであり、
	崎 津 地 区	工業系の産業拠点として工業施設の集積を図る
	··· 7- 15 E	ため、立地需要に応じて都市基盤の整備を早急
		に行う。
	朝日町地区	木造密集住宅地が広がり、区画道路やオープン
	上後藤地区	スペースが不足していることから、都市計画道
		路の整備に加えて地区施設の整備を図る。

ウ. 重点的に事業着手すべき面的開発事業

概ね、10年以内に整備することを予定する事業は、次のとおりとする。

· 土地区画整理事業

〇米子駅前東地区

・地区計画による面的な土地利用の誘導

上記の面的開発と一体的となる既存の市街地においては、地区計画により 地区街路をはじめとする地区施設や建物の規制・誘導によるまちづくりを 推進する。また、境港の国道 431 号の背後地や外江・渡地区の県道米子 境港線の背後地については、狭隘道路を中心とした市街地が形成されてお り、地区による骨格道路や広場の確保など、防災面の改善を図るまちづく りを推進する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

本区域は鳥取県の西部に位置し、弓ケ浜半島の平地部とこれに接続する山地、丘陵地から構成されている。海岸沿いの砂丘地と松の樹林地、日本海・中海の水辺地、日野川の河川敷等豊かな自然環境を形成している。しかしながら、市街地における緑、特に既成市街地においては、緑とオープンスペースの不足による住環境や景観が悪化している。このため、公園緑地等を整備し、生活環境の向上を図るとともに景観の保全、災害の防止等、安全で文化的な都市づくりをするため、特に市街地において積極的に緑とオープンスペースを確保することを重点目標にし、同時に数多くの文化的歴史的資産と一体化した豊かな自然環境の保全及び有効利用を図る。また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

イ、緑地の確保水準

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

緑地の目標水準

緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合	うち市街化区域内
約 1,024.11ha	8.7%	約 453ha/37%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	平成12年	平成32年
都市計画区域内人口	12.2 ㎡/人	25.0 ㎡/人
1 人当りの目標	12.2111/ 人	25.0 111/ 人

ウ、主要な緑地の配置計画の概要

米子における公園・緑地等については、主として「米子境港都市計画緑のマスタープラン」に基づいて配置するが、今後、「緑の基本計画」の策定によって、その内容を更新する。

環境保全系統の配置

・緑の環境を代表する緑地の保全

既存の樹林地、河川等を積極的に取り込み、都市緑地の骨格の形成を図るよう緑地を配置する。そのため米子城址を含む湊山公園、飯山、小天竺池を含む丘陵地、中海沿岸及び日野川から美保湾に連なる水辺地、日吉津から弓ケ浜半島にのびる海岸線一体の樹林地を本区域の緑の骨格として位置づけ保全する。

・都市の外形を構成する緑地の保全

丘陵地として、米子市街地南側に連なる湊山公園、宗像、奥谷、奥陰田 大池周辺の丘陵地、区域の東部を南北に貫流する日野川、美保湾に面する 弓ケ浜の自然海岸、大山裾野の丘陵地を市街地の無秩序な拡大の防止機能 をもつ緑地として保全する。

・市街地における緑地の保全

史跡と一体となった緑地として、福市公園、青木地区の丘陵地、米子城址、天然記念物を含む湊山公園、粟島神社及び境台場公園やその他の社寺境内は市街地内のオープンスペースとして都市の過密を緩和するとともに、都市や住区のランドマーク、シンボルマークとして位置づける。また境港市中野町から佐斐神町に点在する保安林は自然樹林の少ない当市にあっては貴重な自然であり、環境保全価値の高いものである。しかしながら、市街地内にあっては、これらの既存の緑地を保全していくだけでは、生活環境の向上にとっては十分とはいえず、都市公園、都市緑地等の施設緑地の整備により良好な環境を確保するものとする。また境港市昭和町、竹内町、日吉津村日吉津の工業集積地区周辺と米子空港周辺の小篠津町に緩衝緑地を配置し、住環境等の向上に努める。

・緑地系統の形成

日野川、加茂川、旧加茂川等の河川沿い、主要な都市計画道路沿いに緑道や都市計画道路の歩道等の歩行者空間と一体化した緑地帯や街路樹を配置し、市街地における水と緑のネットワークの形成を図る。

東山公園等の計画決定公園・緑地等、公共公益施設等に緑地を位置づけ、 市街地における緑地系統の確立を図る。

レクリエーション系統の配置

- ・住区基幹公園については、おおむね街区公園・近隣公園は3.0 ㎡/人、地区公園は1.0 ㎡/人を目安とし、全体で4.0 ㎡/人以上の面積を確保することとする。
- ・都市基幹公園については、おおむね総合公園は 1.0 ㎡/人、運動公園は 1.5 ㎡/人を目安とし、全体で 2.5 ㎡/人以上の面積を確保することとする。
- ・特殊公園としては、本区域の歴史を生かした歴史公園として、既存の福市公園を保全するとともに青木地区に配置する。
- ・都市緑地については、住民のスポーツ活動を主体とするレクリエーションの場を確保するため、日野川河岸に整備する他、市街地の緑とオープンスペースの確保のために皆生地区や境港市街地において配置する。また、都市計画道路及び市街地の河川沿いに歩行者動線の軸として緑道を配置する。
- ・墓園は、既存の南公園、境港中央墓園を位置づける。
- ・広域的レクリエーション地として位置づけた緑地・公園等は、国道・主要地 方道等幹線道路を利用してネットワークを形成するとともに、日常的なネットワークは緑道・都市計画道路・通学路等を利用する。

防災系統の配置

・自然災害を防止する緑地の保全

地形及び地質条件から非可住地あるいは開発不適地及び急傾斜地と判断される本区域南部の丘陵地、大山裾野の丘陵地及び弓ケ浜半島海浜部を自然災害を防止する緑地として保全する。また、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の防災関連法適用により土地利用規制の行われている地区についても、自然災害を防止する緑地として保全する。

•緩衝緑地

公害の防止については、臨海部等の工業地帯と市街地の用途の分離をより明確にし、住居系市街地の環境を向上させるため、緩衝緑地を配置する。

• 避難系統緑地

1次避難地

近隣公園及び地区公園を位置づけ、不足している住区については近隣公園を2ha以上の規模で配置する。また地域防災計画において避難地として位置づけられている小・中学校等も位置づける。

2次避難地

広域避難地としての都市公園については、地震・火災時に市街地への 避難が困難な地域については、おおむね2km以内に2㎡/人の避難地 を確保する。そのため、東山公園、湊山公園及び弓ケ浜公園を位置づけ る。

避難路

避難路としての機能を有する緑道と幅員15m以上の都市計画道路を合わせ避難道路線のネットワークを形成するよう配置する。また、都市計画道路等の幅員が狭く、避難路の確保が出来ない地区は地域防災計画による避難路の指定を行う等により、災害時には歩行者専用道とするなどの対策を講じて避難系統のネットワークの形成を図る。

景観構成系統の配置

本区域は、弓ケ浜半島の平坦地とこれに接続する日野川及び米子市南部及び 東南部の丘陵地から構成されているが、都市景観の中で大きな構成要素となっ ている緑地として、都市の骨格を形成し、都市全域にとって景観上重要な緑地 と、都市のランドマーク、シンボルマークとなるよう緑地を配置する。

総合的な緑地の配置

・保全系の緑地

米子市街地南部の丘陵地及び東南部の大山裾野丘陵地と区域東部の日野川、 日野川河口の皆生から境港市へ延びる弓ケ浜の海浜緑地が本区域における 緑の骨格をなす緑地であり、これを保全する。

・施設系の緑地

本区域は古くから商都として山陰地方の中心都市であり、さらにリゾート法の指定を受けるなど、今後も広域的な中心都市にふさわしい、広域的な

レクリエーション機能をもった公園、緑地の配置を進めていくとともに、 日常的な市民のふれあいの場を確保するよう計画する。

・緑地系統の形成

レクリエーション及び防災におけるネットワーク

広域レクリエーションのネットワークは、国道・主要地方道等を利用して形成するとともに、日常的なネットワークは、河川沿いに配置した緑道を軸として都市計画道路・主要通学路を利用してレクリエーション系統及び防災系統のネットワークを形成する。

市街地の緑化

河川沿い、主要な都市計画道路沿いに歩行者空間と一体化した緑地帯 や街路樹を配置し、市街地における緑地のネットワークの形成を図る。 また駅前広場及び公共公益施設等の緑化を推進する。

エ. 実現のための都市計画の方針

①公園・緑地等の整備目標及び配置方針

公園種別	配 置 方 針
街区公園	各住区に誘致圏 250m、1 箇所 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	各住区に1箇所、2ha を標準として配置する。
地区公園	4~5住区に1箇所、4ha を標準として配置することとし、 日吉津海浜運動公園に配置する。米子市は緑の基本計画の策 定により配置する。
総合公園	湊山公園及び弓ケ浜公園を配置する。
運動公園	東山公園、竜ケ山公園を配置する。
特殊公園	福市公園、青木公園を配置する。
都市緑地	日野川緑地をはじめ美保湾沿岸の水辺地(境港市)及び市街 地内残存樹林地を利用して都市緑地を配置する。
緑道	日野川、加茂川、旧加茂川、下の川等の河川沿いに配置する。
墓園	南公園、境港中央墓園を配置する。

②緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

地区の種別	指 定 方 針
緑 地 保全 地 区	市街地内及びその周辺において、自然環境の特に良好な地区 で、都市の景観を構成する上で重要な緑地を対象とし、祇園 町の丘陵地のほか、境港市内の残存緑地を指定する。
風致地区	市街地に近接している丘陵地 (祇園町地区) 及び美保湾沿い の樹林地、粟島神社周辺の樹林地を指定する。

4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

基本方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに 都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化 を図る。

- ○「地域防災計画」が策定されており、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓にして、地震災害に対する防災対策が検討されている。災害に強い都市構造につくりかえ、市街地の安全性を向上することが課題であるが、この実現には、膨大な費用と年月が必要とされる。したがって、大規模災害からの人命の安全を第一と考え、避難地・避難路等の防災施設の確保等防災面から見て有効な方策を優先的に整備していく。
- ○消防活動の困難な木造密集地区の解消については、市街地の面整備の促進が防災性の向上に直結するため、緊急消防対策街路等による道路整備、街並み環境整備事業等の導入を検討する。
- 〇市街地にある大規模な危険物貯蔵施設については、工場災害の防止、公害 の防止、緩和のための緩衝緑地を配置する。

5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、 住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

- 〇米子市のもつ自然環境や歴史・風土などの特性を活かし、創意と工夫を凝らして、市民の愛着を深め、心のよりどころとなり、個性のある景観形成を目標とする「米子市景観形成基本計画」(平成7年3月策定)を基本方針とし、重点地区を中心に景観形成施策の展開を図るとともに、「米子市景観形成条例」(平成10年3月制定)の適切な運用によって景観形成の育成を図る。
 - また、鳥取県景観形成条例による景観形成地域として指定された弓ケ浜景観形成区域及び大山景観形成地域については、景観形成基準に基づいた景観形成を推進する。
- 〇大山や弓ケ浜・中海という最も特徴的で米子らしさを醸し出している良好な 自然資源を有している中で、海と山を結ぶ景観軸を形成し、人が回遊できる ようなネットワークの形成を図る。また、景観形成重点地区(弓ケ浜地区、 皆生地区、旧加茂川・寺町地区、中心市街地地区、南部田園地区、大山裾野 地区、日野川地区)における景観整備を行う。

